

令和元年11月

館林地区消防組合議会

第2回定例会会議録

館林地区消防組合

令和元年館林地区消防組合議会第2回定例会会議録

於 公立館林厚生病院 3階 講堂

議事日程

令和元年11月13日（水）午後1時00分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議案第15号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第5 議案第16号 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
議案第17号 館林地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 第6 議案第18号 館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第19号 館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第20号 館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第21号 館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第22号 館林地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第23号 館林地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第24号 平成30年度館林地区消防組合歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第25号 令和元年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1 番	松 本 隆 志 君	2 番	柴 田 信 君
3 番	野 村 晴 三 君	4 番	今 村 好 市 君
5 番	荒 井 英 世 君	6 番	川 島 吉 男 君
7 番	岡 安 敏 雄 君	8 番	柿 沼 英 己 君
9 番	大 澤 成 樹 君	10 番	松 村 潤 君
11 番	松 島 茂 喜 君		

説明のために出席した者

管 理 者	須 藤 和 臣 君
副管理者	栗 原 実 君
〃	富 塚 基 輔 君
〃	高 橋 純 一 君
〃	金 子 正 一 君
〃	小 山 定 男 君
会計管理者	黒 澤 文 隆
監査委員	富 永 裕 文
消 防 長	福 地 保 幸
本部次長	高 橋 浩 幸
総務課長	齊 藤 正 登
予防課長	横 村 恭 彦
警防課長	服 部 将 幸
通信指令室長	町 田 節 雄
板倉消防署長	中 田 清
明和消防署長	阿 部 弘 美
千代田消防署長	小 貫 裕 康
邑楽消防署長	阿 部 勤
救急統括	飯 島 康 明

開会及び開議

(令和元年度11月13日(水)午後1時00分開会)

- 議長(野村晴三君) ただいままでの出席議員は11名であります。よって定足数に達しておりますので、告示第11号をもって招集されました令和元年館林地区消防組合議会第2回定例会は成立いたしました。ただちに会議を開きます。
- 議長(野村晴三君) まず、諸般の報告をいたします。事務局より報告いたします。
- 事務局(齊藤正登君) ご報告申し上げます。議員の異動がございました。明和町議会から選出されておりました議員が任期満了となりました。新たに明和町議会から川島吉男議員、岡安敏雄議員が当組合議員となりました。以上で報告を終わります。

第1 議席の指定

- 議長(野村晴三君) 次に、日程第1. 議席の指定を行います。去る8月9日明和町において、当消防組合議会議員の選挙が行われましたので、館林地区消防組合議会会議規則第1条において準用する館林市議会会議規則第3条第2項の規定により、6番川島吉男君、7番岡安敏雄君以上のおり、議席を指定いたします。

第2 会期の決定

- 議長(野村晴三君) 次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期を、本日1日と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(野村晴三君) ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。

第3 会議録署名議員の指名

- 議 長（野村晴三君） 次に、日程第 3．会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員に 8 番柿沼英己君、9 番大澤成樹君を指名いたします。

第 4 議案第 15 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変

更に関する協議について

- 議 長（野村晴三君） 次に、日程第 4．議案第 15 号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第 15 号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について申し上げます。本案は、市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること、及び本組合の組織団体である藤岡市が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務の共同処理を開始すること、並びに本組合規約別表について所要の規定の整備を行うにあたり、規約の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議 長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第 15 号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第 15 号は原案とおり可決いたしました。

第 5 議案第 16 号 館林地区消防組合会計年度任用職員

の給与及び費用弁償に関する条例

議案第17号 館林地区消防組合会計年度任用職員

の勤務時間、休暇等に関する条例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第5．議案第16号「館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」と議案第17号「館林地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例」については関連議案のため、併せて議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第16号館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに議案第17号館林地区消防組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例について申し上げます。これら2議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、新たに条例を制定するものでございます。議案第16号におきましては、会計年度任用職員の給与及び報酬並びに期末手当及び費用弁償に関する規定を、議案第17号におきましては、会計年度任用職員の勤務時間並びに週休日及び休暇に関する規定を設けるものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。11番松島茂喜君。
- 議員（松島茂喜君） この条例の制定に伴って、必然的に人件費が見込まれると思いますが対象となるその職員の数と、それから想定される額、年間でどれくらいになるか、お伺いいたします。
- 議長（野村晴三君） 総務課長齊藤正登君。
- 総務課長（齊藤正登君） 人件費になりますが、まず人数になりますが今年度5名の臨時職員がおりますが、来年度も引き続き5人を予定しております。今回会計年度任用職員に移行になりますと期末手当を支給することになりますが、現状の非常勤嘱託職員取扱要綱というものがございまして、そちらで期末手当の方を支給しておりまして、人件費の方は横ばいになる計算でございます。
- 議長（野村晴三君） 11番松島茂喜君。
- 議員（松島茂喜君） 横ばいという事であればよろしいかと思いますが、

各地方自治体におきましても、この法改正によって、かなりの人件費の増額が見込まれている、そういった状況がございますし、その財源も国の方から地方交付税の算定に係る基準財政需要額への参入という形でまったくまだ不透明な状況かと思えます。消防組合におかれましては、そういった事が懸念される事がないという事ですが、これと関連するかどうか分かりませんが、只今建設中の館林消防署の新庁舎建設に伴って更なるランニングコストの増大もあるかと思えます。来年度の予算組に向けましてですね、管理者の見解とその方針等をございましたら、お伺いしたいと思います。

- 議長（野村晴三君） 管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 今後の建設が進捗しているわけでございますけれどもコスト面におきまして、やはり消防全体で抑制を図りながらバランスの取れた消防事業を行っていきたくと考えております。
- 議長（野村晴三君） 11番松島茂喜君。
- 議員（松島茂喜君） 確かに決算状況を見ましても非常に厳しい財政状況かと思えます。今後消防機能、更に消防吏員の方々の処遇の部分につきまして、影響がないように運営をしていただきたいとこのように要望いたします。
- 議長（野村晴三君） 7番岡安敏雄君。
- 議員（岡安敏雄君） 先ほどご紹介いただきました、明和町の新しくこちらの議員にさせていただきました、岡安と申します。ただいま提案されております条例につきましては、二つのフルタイムとパートタイムという任用の職員がいるかと思えますがフルタイムとパートタイムの違いといいますか、先ほど松島議員の方から臨時職員の関係で何人くらいいて、人件費がどうなのかという質問がございましたが臨時職員が5人と先ほど説明を受けましたがパートタイムとフルタイムを含めるとどんな割合になっているのかをお伺いしたいと思います。それと、5ページに第9条でですね、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て1円にするという風に記載されておりますけれども実際に何10銭という金銭感覚が我々には無いわけなんですけれども計算上こういったものが出てこざるを得ないのかどうかその辺について、説明をお願いいたします。
- 議長（野村晴三君） 総務課長齊藤正登君。
- 総務課長（齊藤正登君。） 最初の質問ですが人数の関係になります。条例定数191名で職員191名になります。それと、短時間再任用職員が1

名おりまして、先ほどの嘱託職員が5名、197名になります。

- 議長（野村晴三君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君。） 先ほどの岡安議員さんの質問に付け加えさせていただきます。今回採用している嘱託職員はパートタイム職員5名として予定しております。パートタイムとフルタイムの違いは職員とまったく同じ週40時間を勤務するのをフルタイム職員、職員より少なく勤務する職員をパートタイム職員と呼んでおります。現在採用している嘱託職員につきましては、週4日、週29時間の勤務に就いておりますので、全員パートタイム職員という事で採用しております。次年度も同じように採用を予定しております。また、先ほどの何10銭という事ですが、今回の会計年度任用職員については、時間外勤務手当とか普通手当が発生する事がありますので場合によっては、何銭と計算が出る可能性がありますので、その場合には四捨五入の方で対応していくという事になります。以上です。
- 議長（野村晴三君） 他に。質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。まず、議案第16号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。
- 議長（野村晴三君） 次に、議案第17号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

第6 議案第18号 館林地区消防組合人事行政の運営等

の状況の公表に関する条例の一部

を改正する条例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第6. 議案第18号「館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。

- 管理者（須藤和臣君） 議案第18号館林地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、人事行政の運営の状況の報告対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第18号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第18号は原案どおり可決いたしました。

第7 議案第19号 館林地区消防組合職員の育児休業等 に関する条例の一部を改正する条 例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第7. 議案第19号「館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第19号館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、会計年度任用職員制度が導入されるため、併せて非常勤職員に係る育児休業制度の整備を図り、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資するよう、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第19号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第19号は原案どおり可決いたしました。

第8 議案第20号 館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第8、議案第20号「館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第20号館林地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法が一部改正されることに伴い、職員が成年被後見人又は被保佐人に至った場合に当然に失職することがなくなったことを踏まえて、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第20号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第20号は、原案どおり可決いたしました。

第9 議案第21号 館林地区消防組合消防団条例の一部 を改正する条例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第9．議案第21号「館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第21号館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により地方公務員法が一部改正されることに伴い、成年被後見人等は、消防団員となることができないとする規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第21号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第21号は、原案どおり可決いたしました。

第10 議案第22号 館林地区消防組合火災予防条例の一部 を改正する条例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第10．議案第22号「館林地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第22号館林地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格を日本産業規格に改めるとともに、住宅用防災機

器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、特定小規模施設における住宅用防災警報器の設置の免除について、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第22号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第22号は、原案どおり可決いたしました。

第11 議案第23号 館林地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（野村晴三君） 次に、日程第11、議案第23号「館林地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第23号館林地区消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。
- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。
- 議長（野村晴三君） 7番岡安敏雄君。
- 議員（岡安敏雄君） 一つだけお伺いしたいと思いますが、条例の施行日が10月1日という事ですが、一般的に町の議会等の中では専決という形でこの条例案が提案されると思いますが、この条例が10月1日施行だ

と専決との意味合いとは関係ないのでしょうか。

- 議 長（野村晴三君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） 本条例につきましては、公布日の方が議決日より前になって、施行日が議決日より前になっておりますが、遡って実施であります。本来でありますと専決をとるのが通例だと思いますが、現状この浮き屋根式の物に関しまして、当組合管内には該当施設がございませんので、こういう形にさせていただきました。以上でございます。
- 議 長（野村晴三君） 他に。質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第23号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第23号は、原案どおり可決いたしました。

第12 議案第24号 平成30年度館林地区消防組合歳入

歳出決算の認定について

- 議 長（野村晴三君） 次に、日程第12．議案第24号「平成30年度館林地区消防組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第24号平成30年度館林地区消防組合歳入歳出決算の認定について申し上げます。はじめに、歳入歳出の概要ですが、最終予算額26億8,119万7,000円に対し、歳入決算額は25億3,401万7,445円で、予算に対する収入率は94.51%でございます。また、歳出決算額は24億1,949万6,118円で、その執行率は90.24%、歳入歳出差引残額は1億1,452万1,327円でございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源83万7,000円を差し引いた実質収支額は、1億1,368万4,327円で、このうち6,000万円を財政調整基金に積み立てし、翌年度へ繰り越すべき財源を含む5,452万1,327円を、翌年度へ繰り越すことといたしました。次に、平成30年度に実施しました、主な施策につきましては、別途提出いたしました主要な施策の成果に関する説明書に記載してございます。

この概要について申し上げます。常備消防費におきましては、車両整備計画に基づき、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を邑楽消防署へ配備いたしました。また、消防本部・消防署庁舎建設工事を実施し、防災拠点の整備を進めました。非常備消防費では、車両整備計画に基づき、館林消防団において、第5分団第2班の消防ポンプ自動車を、明和消防団において、第1分団第1班、第3分団第1班の消防ポンプ自動車2台を、邑楽消防団においては、第2分団第3班の消防ポンプ自動車を更新させていただきました。また、消防団詰所整備事業として、邑楽消防団第1分団第2班詰所の新築設計業務を実施いたしまして、消防団の施設・設備の充実に努めました。その他の施策といたしまして、消防職団員の資質や災害活動における安全性の向上のために、積極的に教育訓練に取り組み、あわせて、消防装備や施設の充実等に努め、依然として厳しい財政状況の中ではありますが、所期の目的を達成することができました。以上、決算の概要について申し上げます。組合議会をはじめ、各市町及び住民の方々の、深いご理解とご協力によりまして、消防行政の着実な進展を図ることができたものと、考えております。よろしくご審議のうえ、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。続いて、監査委員より決算審査の報告を願います。監査委員富永裕文君。
- 監査委員（富永裕文君） 平成30年度決算審査報告、審査の経過、及び結果についてご報告申し上げます。当組合の平成30年度、決算書及び会計書類の審査を令和元年7月30日、当組合事務所において、今村監査委員とともに、実施いたしました。その結果は、別紙平成30年度館林地区消防組一般会計決算審査意見書のとおりでございますので、ご一覽をお願い申し上げます。よって、本会計及び決算等は、適正に表示されていることを認める報告をいたします。令和元年11月13日監査委員代表富永裕文。以上でございます。
- 議長（野村晴三君） 質疑を行います。5番荒井英世君。
- 議員（荒井英世君） 決算書の方を見ていただきたいんですけども、27ページ、28ページの2目の板倉消防施設費がありますけれども、その中で、不用額178万ちょっとありますが、その中身ですが需用費これが支出済額1万800円、不用額23万8,200円それと工事請負、これが支出済額77万9,193円、不用額が151万4,000円ちょっとですけれども、この備考欄を見ますと、まず、修繕料が1万800円ってこと

ですよね、次の屋外投光器等取付工事費これが、77万9,000円ちょっとですけども、不用額が多いんですけどこれは、修繕関係については、予定より安くできたのか、次の投光器の関係も予定した数量よりも少なくできたのか、あるいは見積額の違いなのかその辺を聞かせてください。

- 議長（野村晴三君） 総務課長齊藤正登君。
- 総務課長（齊藤正登君） 工事請負費のところでは151万4,807円残がありますが、こちらの方が板倉町の防火水槽の補修工事代として予算取りをしておりまして、不用になりましたので残が出ている状況でございます。
- 議長（野村晴三君） 5番荒井英世君。
- 議員（荒井英世君） という事は、屋外投光器は何基付けたんでしょうか。
- 議長（野村晴三君） 板倉署長中田清君。
- 板倉消防署長（中田清君） 投光器の方は、消防団が夜間ポンプ操作を行うのに暗いという事で2基設置をさせていただきました。
- 議長（野村晴三君） 8番柿沼英己君。
- 議員（柿沼英己君） 水防費、21ページ、173万1,000円でありますけれど、今年は水害等の自然災害という事が、利根川水系が守られたという事なんですけども、当組合において、万全を期すための対策は常時備えてもらっていると思うんですけども、そういった危機感に対する中で、より効果的な設備はあるのかお聞きいたします。
- 議長（野村晴三君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） 水防に関して、台風19号でも大きな被害が近隣市町では、出ておりますが、当組合では水害に対する準備としまして各種資機材等をこの水防費等で充当させていただいております。ただ、現状で各水防倉庫に一定の必要な資機材を準備しておりますので、使った分の補充、また、水防工法習得講習会等で使用する資機材に充当させていただいております。ただ今回のような大きな水害が出た場合は新たな設備ではなく、今ある資機材にて対応をしていきたいと考えておりますので、新たに大きな水防費用の充当ではなく、現状の費用を生かしていきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（野村晴三君） 1番松本隆志君。
- 議員（松本隆志君） 2点お伺いさせていただきます。22ページの消防施設費の中で、テロ対策資機材購入費生物剤検知チケットという物を購

入されておりますが、勉強不足で、これはどういう物なのかご説明いただければと思います。二つ目は、先ほど柿沼議員さんからありましたけれど、水防に対してですが、館林の消防組合の中では、消防団が水防団を兼ねて組織されていると思うんですが、消防団に対して、水防という面では水防訓練を定期的に行われていると思うんですが、一昔前よりは、水防に対するリスクが高まる中で、消防団に対しての水防に対する啓発というか取り組みをまとめて教えていただければと思います。

- 議長（野村晴三君） 警防課長服部将幸君。
- 警防課長（服部将幸君） テロ対策資機材のまずは、生物剤検知チケットという物ですが、群馬県内、前橋市消防局、館林地区消防組合こちらの方に国からの貸与品といたしまして、テロ対策資機材が配備されております。その中の一つ、生物剤というのは、いわゆるテロの粉を撒くとか、そういうテロの攻撃がありますが、そちらの成分を吸着しまして、それは何かと検知する資機材の一つでございます。特殊な物でこれは高額な物になっておりますが、県の補助金を使用して配備しているところでございます。それと、水防団に対しての教育等のお話なんです、ご存知かと思いますが、毎年水防工法習得講習会というものをやりながら、板倉町では町主体におけます水防学校、それと10年に1回、私共の管内において利根川水系水防演習、それに備えまして各消防団、詰所単位で工法の確認、資機材の確認ですとか準備しているところで。また来年度実施されますので今年度も水防工法習得講習会を今まで以上に入念に実施をしていくところでございます。
- 議長（野村晴三君） 1番松本隆志君。
- 議員（松本隆志君） ありがとうございます、今回の台風19号の際にも消防団の方が明け方、朝くらいまで待機してという事もありまして、先ほど申し上げましたけど、今まで以上に水防に対する意識というのが必要な中で、出動すると命に対するリスクもあるという事なので、しっかりと消防団に対して、啓蒙活動を消防団にさせていただければと思います。
- 議長（野村晴三君） 11番松島茂喜君。
- 議員（松島茂喜君） 決算書の20ページになります。下から三段目になりますが、庁舎維持関係委託料という事なんです、私まだ5月に消防議員にさせていただいたばかりで、勉強不足で分からないんですが、この委託の委託先、業務内容を関連で結構ですが、説明いただければと思います。

- 議 長（野村晴三君） 総務課長齊藤正登君。
- 総務課長（齊藤正登君） 庁舎維持関係委託料としまして、物もあるんですけど、大きい所で、通信指令装置等保守管理委託料ということで年間1,134万円、自家用電気工作物保安管理委託業務料として、32万5,000円とございます。通信指令装置の委託先につきましては、富士通になります。自家用電気工作物につきましては、電気保安協会になります。以上になります。
- 議 長（野村晴三君） 11番松島茂喜君。
- 議 員（松島茂喜君） ここに上がっている金額ですと6,279万2,874円という事ですが、今ご説明いただいた通信機能の金額が1,134万円ですとまだ非常に差額がありますが、その辺の全体的にウエイトを占める部分を合わせて説明いただければと思います。
- 議 長（野村晴三君） 消防長福地保幸君。
- 消防長（福地保幸君） 大変申し訳ございません、昨年度の決算額の6,279万2千円には、設計工事監理委託料、設計業務委託料が入っております。建設工事監理業務委託料が1,360万円、設計業務委託料が4,790万円ほど入っておりますので、大きな数字になっております。また、委託先につきましては、桂設計というところになっております。
- 議 長（野村晴三君） 他に。質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野村晴三君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第24号を認定することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野村晴三君） 挙手全員よって、議案第24号は、認定することに決定いたしました。

第13 議案第25号 令和元年度館林地区消防組合一般会

計補正予算（第2号）

- 議 長（野村晴三君） 次に、日程第13. 議案第25号「令和元年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者須藤和臣君。
- 管理者（須藤和臣君） 議案第25号令和元年度館林地区消防組合一般会

計補正予算（第2号）について申し上げます。本案は、歳入歳出予算におきまして、2,527万5,000円の減額補正でございます。補正に関する主な事業内容を申し上げますと、消防施設費につきましては、新庁舎建設工事の基礎工事の段階で、想定よりも浅い位置にて地下水が流出したことによる山留め工事の実施と広範囲の路盤改良の必要があるため、新庁舎建設工事費の追加をお願いし、その財源につきましては、緊急防災・減災事業債の有利な財源及び基金を充当するものでございます。次に、平成元年建築の館林消防署北分署ですが、雨漏りや外壁のひび割れが見られ、修繕を重ね維持管理しているところ、車庫棟に雨漏りが発生し、早急な改修工事が必要なため、工事費の追加補正をお願いするものでございます。その財源につきましては、前年度借入金の利率決定による償還利子分の差額を充当するものでございます。次に、高機能消防指令センター総合整備事業費が確定したことと、防災基盤の整備に活用できる有利な起債の同意を得たことで、繰入金の追加及び組合債の減額をするものでございます。次に、非常備消防費における、歳入につきましては、前年度の余剰金を繰越金に充当することによる、各市町負担金の減額及び、前年度借入金の利率決定による償還利子分の負担金を減額するものでございます。歳出につきましては、館林消防団第10分団第1班と、板倉消防団第5分団、明和消防団第2分団第2班、邑楽消防団第2分団第2班及び第3分団第2班の合計5台の消防ポンプ自動車購入費決定により、合計で631万9,000円を減額するものでございます。また、消防団の施設整備のため、館林消防団第7分団詰所の新築設計業務委託料を追加させていただき、こちらの財源につきましては、平成30年度の館林消防施設費の繰越金を充当しようとするものでございます。同じく、施設整備といたしまして、邑楽消防団第1分団第2班詰所新築工事に伴う移転補償費の追加により、工事請負費の財源補正でございます。次に、板倉非常備消防費において、消防団の資機材整備のため、デジタル無線機購入に伴う補助金の追加により、備品購入費の財源補正でございます。また、板倉及び明和消防施設費において、平成30年度事業の消火栓設置工事費未払い分の工事費負担金を追加させていただき、こちらの財源につきましては前年度の消防施設費余剰金を充当しようとするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（野村晴三君） 説明が終わりました。質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長(野村晴三君) 質疑を打ち切ります。討論を行います。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長(野村晴三君) 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第25号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)
- 議 長(野村晴三君) 挙手全員よって、議案第25号は原案どおり可決いたしました。
- 議 長(野村晴三君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。この際、管理者からあいさつをしたい旨、申し出がありますので、これをゆるします。管理者須藤和臣君。
- 管理者(須藤和臣君) 本日は、館林地区消防組合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の議案につきましては、決算、補正予算等を慎重審議していただき、全議案とも認定、議決をいただきましたこと、誠にありがとうございます。さて、最近では、相次いで発生した台風が上陸し、堤防決壊や河川の氾濫が起こるなど、近隣市町村におきましても、大きな被害が出ております。当消防組合管内においても、いつ、同様の被害が出てもおかしくないと認識しております。今後におきましても住民の皆様のお安全・安心を確保するため、あらゆる災害に迅速に対応できるよう、防災拠点としての消防庁舎の整備を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実と強化に努めてまいりたいと存じます。いよいよ、火災期となりますが、消防の施策は言うまでもなく、災害を未然に防止し、災害発生時においても被害を最小限に抑えることとさせていただきます。このため、士気の高い職員を育成し、住民の信頼・期待に応え得る盤石な組織作りに前進していきたいと考えています。また、インフルエンザのシーズンを迎えますので、議員各位におかれましても、健康に留意され、引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げまして、お礼の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。
- 議 長(野村晴三君) 以上をもちまして、令和元年度館林地区消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

(午後1時50分)

令和元年12月23日

館林地区消防組合議長 野村 晴三

会議録署名議員 柿沼 英己

会議録署名議員 大澤 成樹